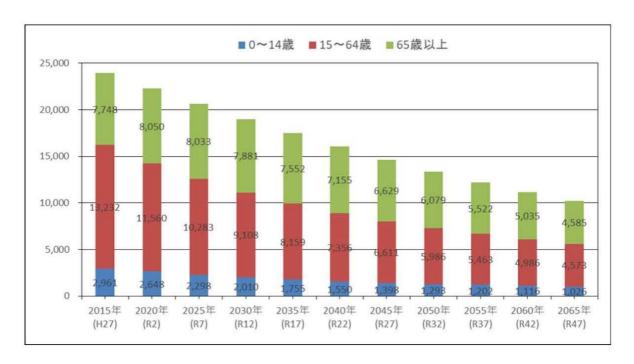
# 導入促進基本計画

# 1 先端設備等の導入の促進の目標

# (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等 人口構造:

白石町年齢別人口推計(町総合計画より)



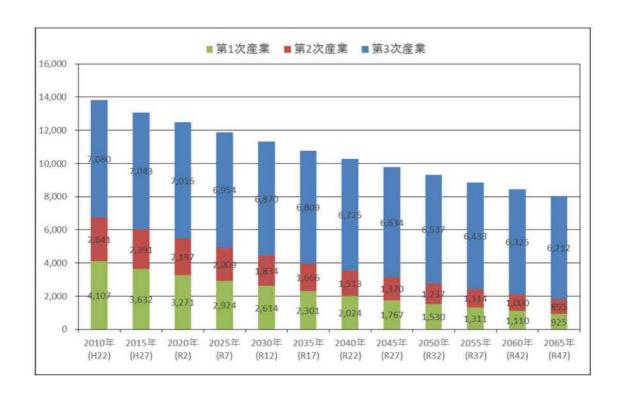
白石町世帯数推計(町総合計画より)



本町における人口は年々減少しており、令和7年度における人口は、20,61 4人と推計される。年齢別割合については、年々高齢化が進み生産年齢人口が減少 していくことが見込まれる。

## 産業構造:

白石町就業者人口の推計(町総合計画より)



本町における就業者については、人口減少及び生産年齢人口減少に伴い年々減少を続け、その構成割合は第一次、第二次産業が減少し第三次産業が増加する見込みである。今後、本町の基幹産業である農業をはじめ漁業、工業の生産力の維持拡大を図るために、生産性の高い設備への投資を積極的に行い、労働生産性を高めることが急務である。

# 中小企業者の実態等:

商工業者の推移(白石町商工会調)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス	その他	合計
平成28年度	220	55	43	218	79	221	31	867
令和3年度	211	53	41	176	73	225	33	821
比較割合	95. 9%	96.4%	95. 3%	80.3%	92.4%	101.8%	106. 5%	94.7%

#### 小規模事業者の推移(白石町商工会調)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス	その他	合計
平成28年度	218	49	37	204	77	208	24	817
令和3年度	209	47	33	161	72	211	27	768
比較割合	95. 9%	95. 9%	89. 2%	78.9%	93. 5%	101. 4%	112.5%	94.0%

本町の令和3年度における商工業者の約93.5%は小規模事業者に分類される。令和3年度の商業者数は821で平成28年度の867と比較すると5.3%減少し、新規開業は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり低調に推移している。業種別でみると特に小売業の減少幅が大きく、その背景にはロードサイド型の大型店舗の進出により競争が激化したこと、高齢化による廃業の増加が考えられる。このような経営環境の中、少子化による後継者不足に加え、家業に見切りをつけ事業を継がせたくないと考える事業主が増えるとともに、事業主の高齢化が加速し廃業予備軍も多くなってきている。廃業の増加は地域経済を衰退させ、買物弱者の増加等さまざまな弊害が生じている。

町としては、生産性の高い設備への投資を積極的に行い、労働生産性を高める投資を推進していくことで、中小事業者に安定的な経営を図っていただき、これ以上の廃業に歯止めをかけたいと考えている。

## (2) 目標

計画期間において、町は当該法及びその趣旨について広報をはじめとしたさまざまな方法で周知を行うとともに、商工会等をはじめとした認定経営革新等支援機関が中小事業者に対し積極的に情報の提供を行うことで、先端設備等導入計画を策定し計画に基づき設備投資を行う事業者を計画期間中に20件程度認定することを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画については、労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とすることとし、計画期間が3年間の場合は9%以上、4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上の目標伸び率とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、白石町全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に 集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業 は、全業種・全事業とする。

#### 4 計画期間

# (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)とする。

## (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

#### (1) 対象の除外

白石町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第4号までに定義された者に係る取組については計画認定の対象としない。

#### (2) 雇用への配慮

雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象としないこととし、労働生産性の向上を判断する場合において人員増が評価に当たって不利にならないよう配慮する。

## (3) 認定等に対する配慮

中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。

認定に当たっては、導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとするが、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。